

令和3年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第92号	令和2年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	9月14日
議案第93号	令和2年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第97号	工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その1））の変更について	可決 (全員一致)	
議案第100号	公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第101号	市道路線の認定及び認定変更について	可決 (全員一致)	
議案第102号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第103号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第104号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	

令和3年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第92号 令和2年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案の概要

令和2年度水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 44億3,897万9,565円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 45億9,606万9,032円

差し引き1億5,708万9,467円の赤字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、2億9,093万285円の純損失となった。

資本的収支

収入総額 19億1,100万9,225円

支出総額 25億1,822万483円

差し引き6億721万1,258円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 赤字の原因、今後の見通しと対策

<質疑の概要>

問1 4か月の水道料金減免を行ったことで生じた赤字について、減免額が見込額を上回ったが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で不足額を精算していない。市全体の交付金の使途が既に決定していたとのことだが、なぜ、令和2年7月の補正予算の時点でしっかり市と協議していなかったのか。

答1 本市が水道料金の減免を決定した後、県が県営水道の料金を3か月減免すると発表し、さらにその後、厚労省から交付金を補填財源に充てることを認めるとの通知があった。水道料金の特例がある集合住宅は件数が流動的であるため、大型メーターで見込額を算出し、概算で交付金の申請を行っていたが、システムの改修等を行い令和2年8月から4か月の減免を終えた時には、概算の見込額と実際の減免額で乖離があった。結果的に水道料金の赤字分を交付金で精算できなかったため、今後は十分精査した上で補助金申請等を行いたいと考えている。

問2 給水原価が供給単価を上回っているが、今後どのようにこの赤字を減らしていくのか。

答2 給水原価を下げるためには、経営健全化に掲げた取組を実行していく必要があると考えている。供給単価を上げることについては、料金改定という方策もあり、令和3年度中に上下水道審議会でも審議していただきたいと考えている。

問3 令和2年度の不納欠損額が、令和元年度に比べて件数は減っているが金額は上がっている。不納欠損に至るまでに、今後どのように対応していくのか。

答3 令和2年度は臨時用の水道使用料の不納欠損が高額であったため、件数が減っているにもかかわらず金額が増えている。令和2年4月に民法が改正され、消滅時効が2年から5年に変更されたが、債権の多くは改正前民法が適用される。今後の債権管理については、今年度からは体制を強化したことから、再三の督促や催告に応じていただけない場合は時効期間の更新が可能となる裁判所への支払督促の申立ても行い、支払いに応じてもらえるよう折衝していきたいと考えている。

問4 経営戦略の見直しでは令和50年度ぐらいまでに13億ほど収益の減少が見込まれているが、水道事業の努力だけで収支を合わせるには相当な値上げが必要なのではないかと思うが、どの程度値上げが必要というような予測は立てているのか。

答4 人口減少などから減収が見込まれる中、今の経費を続けると、単純計算では倍近くの料金にならざるを得ないが、納得していただけるものではないので、必要な水量が減る分、施設のダウンサイジングも検討していく必要があると考えている。

問5 ダウンサイジングとは、具体的にどのようなことを指しているのか。

答5 現在市内に配水池が48か所、加圧所が30か所あるが、配水エリアの人口が減り給水量が減れば、更新の際に施設を統廃合していくことが考えられる。また、管路についても口径を200ミリから150、100とサイズをダウンしていくことが考えられる。

問6 水道事業は赤字でも市からの基準外繰入れがなく、下水道事業では市から基準外繰入れが行われるのはなぜか。

答6 水道事業は公営企業のため、基本的に水道料金で経営することになっているが、下水道事業は雨水と汚水とがあり、雨水は一般会計の負担で、汚水は下水道使用料金で事業を行うこととなっている。また、過去に下水道の普及率を一挙に上げるため数年度で巨額の投資を行っており、借入金・利息の償還が下水道事業会計全体に大きな負担となっていることから、宝塚市独自の措置として、一般会計が補助金という形で負担をしている。

問7 浄水処理を停止した小林・亀井浄水場の利活用について、地下を駐車場などにすることはできないのか。

答7 地下には、浄水を行うため、あるいは浄水処理済みの水をためておくためのプール形状になったコンクリート構造物があるが、地下駐車場には向かない構造になっている。

問 8 玉瀬浄水場と深谷貯水池は現在使用されていないが、今後の取扱いは。

答 8 玉瀬浄水場は川下川ダム周辺の雨量観測や西谷地域での漏水事故に備えて修繕材料の倉庫としても活用しているが、市街化調整区域にあり、利活用は難しいと考えている。深谷貯水池については、兵庫県の武庫川流域総合治水推進計画の中で本市域の治水対策として活用していくこととしている。

問 9 給水人口が減っているのに給水戸数が増えているというのは、どういうことか。

答 9 例えば、家族のうちの 1 人が独立してひとり暮らしを始めた場合などに、人口は減らないが戸数は増えるといった状況が起きると考えられる。

問 10 水道料金の未納者に対する対応は現在どのように行っているか。コロナ禍で収入が半減した、仕事がないといった事情を抱えている方もいると思うが、生活支援などにつないだ件数は。

答 10 督促通知、催告書の発送及び電話での連絡を試み、それでも納めていただけない、連絡が取れないという方には生活実態を確認の上、給水停止予告書を送ることになるが、実際に給水停止に至るまでは半年ほどの期間がある。福祉事務所等につないだ件数までは把握できていないが、未納料金の支払い猶予等の相談を受ける中で、分納や期間の再延長などの対応とともに、生活福祉資金の特例貸付制度などの紹介も行っている。

<論点外の質疑の概要>

問 1 旧庁舎の解体に当たり、新たに判明したアスベストの除去作業についての追加料金は幾らか。また、近隣住民への説明はきっちり面会の上で行ったのか。

答 1 追加費用は 300 万円程度であり、現行予算の中で支出する予定になっている。近隣住民への説明については、職員がそれぞれ自治会長等の家を訪問しており、御理解と、安全にやってもらいたいとの意見をいただいている。

問 2 旧庁舎は昭和 40 年代の建物でありアスベストを使っていることは予想できたにもかかわらず、解体工事を始めると出てきたというのは見積り方が甘いのではないか。

答 2 事前調査は綿密に行っており、解体工事はレベル 2、レベル 3 のアスベスト除去費用も含めた契約になっていた。作業手順として、解体業者が決定するとその業者の有資格者が改めて調査を行うことが決められており、今回、水道局本体の建屋ではなく車両整備棟の天井裏からレベル 1 のアスベストが発見された。これを少しでも漏らさず除去するために、増額せざるを得なかった。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

令和3年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第93号 令和2年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

議案の概要

令和2年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 43億9,953万3,883円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 41億3,033万4,626円

差し引き2億6,919万9,257円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、2億3,967万5,118円の純利益となった。

資本的収支

収入総額 10億4,451万3,906円

支出総額 31億1,244万2,099円

差し引き20億6,792万8,193円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 黒字の原因、今後の見通しと対策

<質疑の概要>

問1 宝塚市下水道事業経営戦略において示された経営健全化に向けた取組について、民間活用の実績額が上がっていないのはなぜか。

答1 当初、管路の調査から設計、施工までを包括委託することでの効果を考えていたが、それでは市内業者の参画が難しく、大手企業への委託になってしまう。そのため、現在行っている業務委託を幾つか統合して発注するなどの方法で、市内業者の育成と委託料削減をしていきたいと考えている。

問2 水道事業は資産（人・モノ・カネ）の管理を総合的に考えていくアセットマネジメントを行っており、下水道事業はモノの部分（下水道施設全体の修繕・改築等）を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメントを進めているとの話だが、長期的な全体の捉え方はどのようなものか。

答2 リスクや緊急度の高いコンクリート管を第1期から3期、比較的风险の低い塩化ビニール管を第4期と5期とする計5期に分け、市内の管路を1期5年の25年間で点検及び補修を行っていく計画としている。

問3 重要な汚水管路の耐震化率について、令和3年度から令和7年度の予定が昨年の資料と異なっているのはなぜか。

答3 令和3年度以降は、下水道ストックマネジメント計画に基づいた経営戦略の見

直しを行ったことにより、数値を修正している。

問4 企業債の償還について、現在の借入分についての償還費用は27億円ほどであり、令和7年度には20億を切るぐらいになってくるとのことだが、令和8年度以降の資金的な計画は。市からの基準外繰り出しを受けなくても資金は回していけるのか。

答4 企業債償還金が減る一方で人口減少等により下水道使用料が下がっていくと見込んでおり、一般会計からの補助金なしで黒字を維持するのは難しいと考えているが、上下水道事業審議会からの補助金を低減させるべきとの答申も十分考慮して、経営を行っていきたいと考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第97号 工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その1））
の変更について

議案の概要

中山台1丁目地内において実施する急傾斜地対策に係る工事について、近接家屋の安全性確保のための仮設防護柵の設置などについて工事内容の変更の必要が生じたため、契約金額を2,055万3,500円増額し、2億3,681万3,500円に変更しようとするもの。

論 点 工事内容の妥当性

<質疑の概要>

問1 今回作業効率の向上と工期短縮を目的に約880万円増額補正がされているが、一般的に効率が上がるのであれば費用は削減されるのではないか。

答1 今回の工事については本来2020年に実施すべきものとして予算を確保していたが、測量設計業務において工法の見直しがあり、2021年4月に工事着手し来年3月末竣工予定となった。工事請負業者と契約後に行った現地調査の結果、当初設計コンサルが算出していた標準施工日数より2か月以上遅延のおそれがあると判明した。このため、市と業者で工期短縮の協議をし、樹木の伐採や隣接道路を通行止めすることで短縮が可能と判断した。地元には、1日でも早く対策工事が終わり、地域の安全・安心が確保できるならと了承をいただいた。

問2 他の道路工事でもそうだが工事変更や増額補正が多い。計画当初の見通しが甘いのではないか。

答2 今回の工事変更について、当初測量や設計の段階で、きちんと把握・確認ができていない箇所があったと思う。大規模な山の工事は市としても初めてであり、急傾斜地の工事は残り4か所あるが、今回の反省を踏まえながら施工計画に当たっていく。

問3 3月議会の時点では本工事の財源については、緊急災害自然対策事業債を100%充当するとのことであったが、今回の増額補正分の財源は。

答3 増額分についても同様の起債を活用する。

問4 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に指定されている箇所の工事だが、この工事によりレッド区域の指定から外れ、イエロー区域となる認識でよいか。

答4 今回の工事は住居等に係るレッド区域の指定解除を目的に行う。土砂災害警戒区域（イエロー区域）は一定の高低差、角度がある斜面地に、機械的に指定され

るため、今回の対策によるイエロー区域の変更はない。

問5 着工のほうが遅れたとの話だが、地元説明の際に、工期短縮という言葉が先行してしまい、年度内の早い段階で工事が終わると間違っ伝わってしまっていないか。

答5 今回の変更は着工の遅れた工事を令和4年3月までに終わらせるためのものであり、地元には令和4年3月末の竣工と説明しているため、そごはないと考えている。

<論点外の質疑の概要>

問1 民有地のレッド区域に対して啓発はしているのか。

答1 イエロー区域、レッド区域の指定は市民に地域のハザード（危険箇所）を理解してもらうためのもの。ハザードマップ等で周知し、避難経路等を確認してもらうことが市の責務だと考えている。民有地の対策については、県が民有地の所有者に代わり対策工事を実施している。一度にたくさんの事業はできないと聞いているが、継続して県に要望は行っていきたい。

問2 中山台1丁目の斜面が危険な状況ということで、市所有地のレッド区域のうち整備の優先順位が一番であるが、何を基準に判断しているのか。

答2 斜面の平均勾配等、優先度は様々な判定項目で総合的に判断している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和3年第3回(9月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第100号 公の施設(宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場)の指定管理者の指定について

議案の概要

令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの間における宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場の指定管理者として、ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体を指定しようとするもの。

論点 1 選定の公平性について

<質疑の概要>

問1 選定委員会の採点において、一人の審査委員が、1位の団体を178点と高く採点し、他応募団体の最低点を134点と採点しており、その差は42点である。一方、審査委員4名の合計点では、1位の団体は619点で、採点最下位の応募団体は581点であり、その点差は38点である。

今回、一人の委員のさじ加減で結果が変わってしまう点差となっているが、今後指定管理応募者の評価の方法について工夫が必要では。

答1 配点のばらつきを考慮し、適正な審査を行うために、選定委員会内で各委員の点数を開示、採点における認識のずれがないか確認した上で、点数を修正する機会を設けた。しかし、こういう結果となったことについては、事実として受け入れる必要がある。今後の指定管理者の選定に当たって、最も客観的に審査する方法を調査研究していきたい。

問2 今回の指定管理者は2団体による共同事業体であるが、この2団体の関係性は。

答2 職員の採用は基本的には現施設従事者の継続雇用を最優先とし、欠員が出た場合は、構成団体である宝塚市シルバー人材センターと連携し、登録会員の職業紹介や派遣により、地元雇用の優先と地域に精通した人材の安定的な配置をし、サービスの向上を図るといった提案があった。

問3 高齢者と若者のバランスを見つつ指定管理ができる事業者を選定できるように、選定委員の世代交代を意識した委員の選び方を今後考えていく必要があるのではないか。

答3 公平・公正、競争性を大切にし、時代に合わせた新たな課題があればそれに合うように変化をしていく必要があると考えている。今後、指定管理者の選定に当たっては庁内で検討していきたい。

論点 2 市民サービスの質・向上について

<質疑の概要>

問1 指定管理者が変わるに当たって、市民サービス低下を防ぐための取組はしているのか。

答1 市民サービスの提供を指定管理者に任せきりにするのではなく、市としてもアンテナを張り、指導をしていく。年1回モニタリング調査をする機会もあり、そういった場面でも向上策を協議していきたい。

問2 前回シルバー人材センターが管理していたときには人と人とのつながりがあったと聞いているが、新たな無人化の提案はあったのか。

答2 逆瀬川の南側、宝塚南口駅前、清荒神は自転車ラックを設置して無人化を予定している。

他の応募団体は、より多く機械化し、人数を抑える提案がされており、経営努力や新しい提案という点では評価されていた。一方、ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体は従前どおりで新たな提案は他より少なかったが、雇用を重視という点で評価された。

問3 駐輪場に配置される人数はどうなっているのか。

答3 現在の従業員数は責任者2名、現場が79名で合計81名である。次の指定管理者となるミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体は、人数の削減が少なく、機械化を含めて上記から5名の減の提案である。

問4 定期更新機の増設について、事業者からの提案や市からの依頼等があったのか。

答4 市のほうは特に考えておらず、事業者からの提案では現行2か所の継続設置となっている。

<論点外の質疑の概要>

問1 今回、選定委員の一人が、応募団体である現指定管理者に接触を図った。これを受け、公正な選定を担保するため、委員会の総意として該当委員を採点から外す事態があった。今後、指定管理者制度の選定要領などの規定に、委員の申請団体との接触禁止などを明文化すべきでは。

答1 今後要領の中に具体的に注意すべき点として反映できるようにはしていきたいと考えている。

問2 共同事業体として応募してきた理由は。

答2 共同事業体を持ちかけたのはシルバー人材センター側であり、5年前に本事業の指定管理者から外れたシルバー人材センターが、どうすれば再び駐輪場の業務

に関われるかを熟議した結果、今回の提案に至ったと聞いている。

問3 共同体で事業を行う上で、共同体による雇用とシルバー人材センターの雇用が分かれることにより、雇用条件に差が出たりはしないのか。働く人の給与の支払いは共同事業体からの支払いとなるのか。

答3 今後、シルバー人材センターの会員として、派遣業務に当たる人と、ミディ（共同事業体）と直接契約する人が混在してくるだろうが、働く人の労働条件に差が出ることは想定していない。シルバー人材センターとしては一緒に働く人の労働条件に差が出ないようにし、また、地域貢献したいという意向を聞いている。そういうことも含め、ミディ総合管理との共同事業体として提案されており、人員については双方で調整すると聞いている。

問4 現指定管理者の運営では、小林駐輪場での勤務は5時間労働の5時間制だが、山本駐輪場では6時間働いて1時間休む7時間制である。5時間労働で4交代制のシフトにすることはできないのか。

答4 一部機械化により見直しは行われるが、ほぼ今の勤務形態が継続されると考えている。

自由討議

委員A 高齢者の生きがい、触れ合いの場、安全・安心を確保しつつ、一方で機械化していくことになるが、全て重要な課題だと認識している。それらを創意工夫でどう解決していくかということが、指定管理者に与えられた最大の責務だと認識しているが、採点表の創意工夫の項目が、今回選定された業者が一番低かった現実がある。創意工夫により、IT化してでも人と人との触れ合いを維持、実施していける事業者が指定管理者としてふさわしいと考える。

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和3年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第101号 市道路線の認定及び認定変更について	
議案の概要	
玉瀬地区ほ場整備事業において整備された道路の管理引継により市道路線を新規に認定するとともに、既認定道路の起終点を変更しようとするもの。	
論 点	圃場整備における認定また認定変更の妥当性
<質疑の概要>	
問1	本議案で市道認定される道路の中には、舗装がない道路や、砂利道もある。今後この状態で維持していくのか。
答1	今回認定する道路については圃場整備された農道であり、主に軽トラックや耕運機等が通る道である。土地の利用状況から、一部の道路については舗装がない状態で認定をする。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和3年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第102号 市道路線の認定について
議案の概要
都市計画法に基づく土地の帰属により市道路線を新規に認定しようとするもの。
論 点 認定を行う理由と安全性
<質疑の概要>
問1 本議案で認定される市道には階段があるが、階段の真ん中に手すりをつけるべきではないか。
答1 両側に2段の手すりがついており、その手すりを利用してもらう。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和3年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第103号 市道路線の認定について
議案の概要	都市計画法に基づく土地の帰属により市道路線を新規に認定しようとするもの。
論 点	認定を行う理由と安全性
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和3年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第104号 市道路線の認定変更について	
議案の概要	
<p>将来の道路改良計画がない区域を含む既認定路線について、その一部を廃止し、起終点及び路線の名称を変更しようとするもの。</p>	
論 点 認定変更を行う理由	
<質疑の概要>	
問1	認定を取り消す理由は。
答1	<p>今回認定変更を行う市道中筋鳥脇線は、国道176号線の中筋2丁目交差点から、長尾山トンネルを経て、西谷地区の切畑まで結ぶ路線として当初計画されていた。一部路線は昭和52年に、民間業者の中山台地区の開発により市道認定をし、未整備で残った区間についても昭和54年に市道認定をした。しかし、長尾山トンネルへのアクセス道路が変更になったことや、市道1047号線と阪急宝塚線の踏切が拡幅整備されたことを踏まえ、平成30年に策定した宝塚市道路網基本構想で、既存の市道1047号線で交通量を賄うことが可能であるとの検証結果から、整備の必要がなくなったため廃止しようとするもの。</p>
問2	<p>本件のように市道認定されたにもかかわらず、整備されていない箇所は把握しているのか。また、あるのであれば、今後修正していくのか。</p>
答2	<p>未整備道路がほかにも残っているかは把握していない。未整備道路が残っていれば、見直しを図っていく。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）